新潟大学附属新潟小学校長

## 出席(登校)停止について (通知)

お子さんが現在かかっていると思われる病気は、学校保健安全法により他の児童に感染するおそれのある期間は出席(登校)を停止することが定められています。必ず医師の診断及び治療を受け、下記の「感染症診断通知書」を持たせて出席(登校)させてください。 なお、出席(登校)停止になった期間は、欠席とはみなされません。

※ 病(医)院によっては、下記の「感染症診断通知書」を記入する際に、文書料として有料となる場合がありますのでご承知おきください。

			出席(登校)停止の期間(基準)
	病	古	第2種の感染症は、下記の基準の他、 <u>医師により感染のお</u>
			それがないと認めるまで出席停止。
1	インフルエン	ンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで。
2	百 日	咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質に よる治療が終了するまで。
3	麻し	$\lambda$	解熱した後3日を経過するまで。
4	流行性耳下肌	泉炎	耳下腺, 顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し, かつ全身状態が良好になるまで。
5	風し	ん	発疹が消失するまで。
6	水	痘	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで。
7	咽頭結膜アデノウィルス感		主要症状が消退した後2日を経過するまで。

## 専 門 医 様

● 現在かかっている疾病が治癒、又は他の児童に感染するおそれがなくなりましたら、 保護者又は児童に「出席(登校)してもよい」旨の指導をし、下記の通知書によりお知 らせくださいますようお願いいたします。

\_\_\_\_\_\_きりとりせん \_\_\_\_\_

## 感染症診断通知書

病名 診断日 月 日

上記の児童生徒の疾病は治癒し,又は他の児童生徒にうつるおそれがないと認められますので通知します。

出席(登校)してもよいと認められる日 月 日から

病(医)院名又は 医 師 氏 名

新潟大学附属新潟小学校長

## 新型コロナウイルス感染症における 濃厚接触者等に係る出席停止について (通知)

お子さんが濃厚接触者として特定された場合又は発熱等の風邪症状がみられた場合、学校 保健安全法等により、出席停止となります。 で家庭においては 白字で休養されるとともに、場合によっては「帰国者・接触者相談セ

こ家庭においては、自宅で体養されるとともに、場合によっては「帰国者・接触者相談 ンター」に相談のうえ、適切な処置をとられますようお願いいたします。 また、出席停止期間後に登校する際は、下の「登校許可申請書」に必要事項をご記入る え、封筒に入れて健康チェック票とともに学校(園)へ提出してください。 なお、感染が確認された場合には、医師による「感染症診断通知書」を提出してください。
きりとりせん
新潟大学附属新潟小学校長 様 新型コロナウイルス感染症にかかる登校許可申請書
出席停止期間が終了しましたので、登校許可を申請します。
1. 在籍学級・氏名 年 組 名前
2. 出席停止の取り扱いとなる事由 *あてはまるものに○を付けてください。
( ) 濃厚接触者に特定された
<ul><li>( ) 発熱等の風邪症状が見られた</li></ul>

※主な症状\_(\_\_\_\_\_\_\_ )その他 ※医療的なケアを日常的に必要または基礎疾患等がある児童生徒等 3. 事由の発生した日 令和 年 月 日 4. 出席停止期間 年 月 日から令和 年 令和 5. 医療機関受診 なし・あり 診断名 医療機関名(

> 年 月 日 保護者名 印 令和